

「協」力から「連携」へ オールジャパンの取組みを提言

中南米日系社会との連携を考える有識者懇談会

本年3月、岸田文雄外務大臣が設置した「中南米日系社会との連携を考える有識者懇談会」は、5月9日までに計4回の意見交換を行い報告書を提出した。堀坂浩太郎上智大学名誉教授(当協会常務理事)が座長を務め、山田啓二全国知事会会長・京都府知事(当協会会長)、飯島彰己三井物産会長・日本経団連副会長、北岡伸一国際協力機構理事長、柳田利夫慶應義塾大学教授、浅香幸枝南山大学准教授(当協会理事)、ウラノ・エジソン・コシアキ筑波大学准教授が有識者委員を務め、各回において自治体や関連団体等から報告者が出席。田中克之当協会理事長も各回に出席した。

昭和30年(1955年)に設置された海外移住審議会が最後に開かれたのは平成12年(2000年)。以来17年が経過した現在、日系社会は世代交代が進み、日系人の意識も多様化するなど、日系社会を取り巻く環境は大きく様変わりした。今回の有識者懇談会に先駆け、中南米23カ国における日本大使館、総領事館等在外公館を対象に行なわれた調査によると、中南米日系社会は現在推定で210万人余の規模となっており、活動の中心はそれまでの一〜二世から三〜五世の新しい世代へと移行している。日本に対する関心が薄く、日系社会との関わりを持たない日系人であっても、日本に関する情報や体験の機会が得られれば、自身のルーツや日本への関心が急速に高まることが報告されているほか、日本に高い関心を寄せる非日系人が日系社会の活動に積極的に参加するケースも年々増加傾向にある。

5月9日に行われた第4回会合には、二宮正人サンパウロ大学教授(当協会評議



蘭浦外務副大臣(右)に報告書を提出する堀坂懇談会座長(左)

員)が報告者として出席し、在日日系人子弟が日本の有力大学に進学し、有力企業へ就職した例や、司法試験に合格するなどの事例が近年少数ではあるが出てきていることを紹介。日系の高度人材を育成・確保することの必要性や、日本と日系社会とのWIN-WINの関係を高めていくこと等について発表した。

報告書では、今後の中南米日系社会との協働、連携並びに国内日系社会との共生について、オールジャパンで取り組んでいくとの基本姿勢が示された。具体的対応策として「海外日系人協会の役割を見直し、強化



報告を行なう二宮サンパウロ大学教授(中央)

していくことも必要」との認識が示されたほか、当協会の主催事業である海外日系人大会は「海外日系社会の意見や要望を集め、日本と海外日系社会との連携のあり方を議論する重要な機会である」と位置づけられた。また、知日派・親日派の非日系人をも視野に入れて日本の魅力を発信していくこと、新世代のオピニオンリーダーを発掘・育成していくことの重要性が指摘されたほか、在日日系社会における人材育成や教育支援の必要性についても言及があった。

海外移住審議会が移住の延長線上で日系人・日系社会を捉えてきたのに対し、今回の有識者懇談会では、日系人・日系社会との協力からさらに一歩踏み込んだ、「連携」に比重を移した。中南米への戦後移住のピークから半世紀以上が経過した現在、中南米日系社会に関する日本国内の関心と理解を深めること、移住の歴史や日本人移住者が残してきた功績を今後の世代へ語り継ぐことの重要性も指摘された。

Health and Life Insurance for foreigners in Japan

短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit www.vivavida.net



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号





～交流を深めた4日間の研修～

本財団・日系スカラーシップ[®]2017年度・春期研修会を実施

日本財団の助成により当協会が実施している「日系スカラーシップ・夢の実現プロジェクト」で日本に留学中の日系留学生を対象に、4月29日から4日間、横浜で春期研修会を実施した。

春期研修会は、日本各地で勉学に励んでいる日系留学生たちが日系社会の歴史や現状を学び、交流することで、国を超えた日系人の絆を築く目的で毎年実施している。今年度は31名が集い、JICA日系社会ボランティアや在日のブラジル人学校との交流、リオオリンピック・ブラジル代表陸上競技選手の杉町マハウ氏の講義、帰国した留学生OBによる講話、鎌倉散策などのプログラムを通じて交流を深めた。



ブラジル人学校との交流

これからブラジルの日系社会に派遣されるJICA日系社会ボランティアとの交流会では、ポルトガル語を使った自己紹介ゲームや、中南米事情についての

ディスカッションを行った。

杉町マハウ氏は、日系ブラジル人の陸上競技選手として、自身の持ち味を生かし、日本と母国との架け橋となって活躍することの意義について講義の中で話した。

また、日本にあるブラジル人学校(ティー・エス学園・埼玉県、エスコラオプション・茨城県)の生徒や教師、保護者との屋外交渉会も実施。バーベキューやアイスブレーキングなどの活動を通じて、進学についての悩みや将来への希望について生徒や保護者たちと意見を交換した。

このような機会を通じて留学生間での絆を深めると同時に、日系人リーダーのあるべき姿や、日系社会への貢献をどうすべきか、留学生自身が考えるきっかけとなり、将来の日系社会を作っていくためのリーダーシップが育まれることを期待したい。



鎌倉見学



本財団・日系スカラーシップ[®]

「JICA・日系社会リーダー育成事業」両奨学生募集!

グローバル人材として日系人が秘める可能性が注目される中、当協会では、日本への留学を希望する若い日系人のための奨学金事業を本年も実施する。これらの制度を通じて日本で専門知識・技術を得た日系人青年の将来の活躍が期待されている。

日本財団・日系スカラーシップ 「夢の実現プロジェクト」

居住国と日本との理解促進や、居住国・地域社会の発展に貢献するための具体的な計画や夢を抱く若い日系人に対し、その夢の実現のために日



日系スカラーシップ奨学生

本留学の機会を与える奨学金プログラム。2004年に当協会が日本財団より助成を受けて事業を開始し、これまでに14期110人が、日本国内の大学院、大学、専門学校、医療機関、民間企業等で、医学、薬学、鍼灸、経済学、経営学、教育学、農学、木工、建築学、スポーツ、芸能、服飾デザインなど、様々な分野で留学を果たしている。

6月1日から7月31日まで当協会にて応募を受け付けている。応募資格は以下の通り。

- (1) 日系人であること(国籍、学歴、訪日経験不問)
- (2) 年齢 原則として18～35歳まで
- (3) 海外日系団体の推薦を得た者
- (4) 専門的な技術を身につけ、帰国後、居住国・地域社会で活躍する夢を抱いている者
- (5) 留学経験を活かし両国の架け橋となることを希望する者
- (6) 留学生の自主的な活動、社会貢献活動に主体的に参

加できる者

対象国は主に中南米地域。インドネシア・フィリピンの日系人の応募も受け付けている。対象国出身で、日本在住の日系人も応募できる。

来日後に日本語学校で日本語を習得した後に大学に入学することを視野に入れ、最長5年間の留学期間が認められており、目標が明確であれば、入学が確定していない場合でも応募することが可能。

日系社会リーダー育成事業(JICA)

将来の日系社会を担うリーダーを育成することを目的に、日本の大学院(主に修士課程)に留学が決定しているか、留学を希望している、もしくは既に日本の大学院に在籍している中南米地域の日系人に対し、JICAが滞在費、学費等の手当を支給する制度。これまでに約170名以上の留学生が本制度で支援を受け、卒業生たちは母国に帰国後、各専門分野で活躍している。

当協会では、大学院入学に関する手続き、手当支給などの業務をJICAより受託している。募集分野は日系社会・居住国の経済発展、社会開発に寄与する医学、歯学、経済学、法学、情報学、農学、理工学、教育学等。日本に在住している募集対象国の日系人も応募可能。応募期間は7月～9月の予定(日付未定)で、当協会では日本からの応募を受け付ける。



留学生セミナーでのグループディスカッション

応募詳細はホームページにて。

「日本で学ぶ」

<http://www.jadesas.or.jp/kenshu/index.html>

在日
ニッケイ人は
今...

大泉発! メイド・イン・日本のブラジリアンチーズ

群馬県邑楽郡大泉町。ブラジリアンタウンとして知られるこの町に、100%日本の材料で、メイドインジャパンにこだわったブラジリアンチーズを製造・販売する会社「ビルミルク」がある。大手スーパーへの卸を中心に、インターネット販売やイベント等での移動販売で人気を集め、現在では旅行会社が企画するバスツアーの訪問先としても話題となっている。

オーナーのファリアス・ビルマルさん(53)は、ブラジル出身のブラジル人だ。デカセギとして来日した彼が、なぜ日本で起業し、どのようにして成功したのか。5月にチーズ工房を訪れて、お話を伺った。

1年間のつもりで来日

ブラジルで銀行員として働いていたビルマルさんが日本にやってきたのは1992年のこと。当時は、派遣会社を通じて富山県にある材木関係や食品製造関係の工場で働いていた。1年間のつもりで来日したので、日本語はほとんど話せず、日本の生活にも馴染めずに早く帰国することばかり考えていたという。ブラジル人の食卓に欠かすことのできないフレッシュチーズも、当時の日本ではほとんど手に入らなかった。

ブラジルにいたころに専門学校でチーズ作りを学んだ経験があったビルマルさんは、家族のためにブラジリアンチーズを作るようになった。それが友人たちにも評判となり、起業するきっかけとなったという。

2002年、富山県でチーズ工房を立ち上げたものの、言葉がわからないので営業に苦勞することとなる。支えとなったのは、日系人の妻や友人の存在だった。貯金したお金で設備を整え、キッチン



オーナーのビルマルさん

カーなどを使って商品を販売するうちに、富山県のスーパーや市場、イベントで有名になり、需要が増加。より多くの牛乳を安定的に供給できる牧場を探して、2013年大泉に移住した。

日本企業の衛生管理に学ぶ

ブラジルのチーズは塩辛く、においも強い。ブラジル人が大好きなクリームキャラメルも、とても甘い。ビルマルさんは、ブラジリアンチーズの良さはそのままに、日本人の味覚にあわせて塩分を控えヘルシーにした。キャラメルも甘さを控えめにしている。今ではブラジル人もそれを好んで購入しているという。

特に注意を払っているのが衛生管理で、富山県で働いていた食品製造会社での経験が、今に活かされているのだという。「僕の先生は、富山で働いていた食品会社だったと言える。日本の会社の衛生管理方法を学んだお陰で、チーズ作りが成功したと考えています。僕の作るチーズは、日本式のブラジル製品なんです」

デカセギ子弟への想い

現在、顧客のおよそ8割が日本人。良い品質の美味しいフレ



チーズ工房「ビルミルク」

ッシュチーズを日本でももっと手軽に食べられるようにしていきたいと語る。将来的には、日本で乳製品の製造を学べる専門学校を作り、チーズ作りの技術を日本人に伝えていくと同時に、デカセギの子弟として日本で育つ子どもたちが学べる場にしていきたいという夢もある。

4人の子どもの父親でもあるビルマルさん。末っ子は現在高校生で、子どもたちは全員日本の学校に通わせてたという。上3人は高校卒業後にブラジルに戻り、ブラジルで大学を卒業。日本語、ポルトガル語、英語を使いこなし、活躍しているという。

大泉でブラジル人コミュニティを見ていて、日本語を学ばず、日本社会と交流せずに過ごす子どもたちの将来をととても心配している。

「日本の文化は素晴らしく、大好きです。ブラジル人が日本に居る以上は日本の文化を学び、尊敬すべきだと考えています。同時に、ブラジルは自由があり、とてもいい国です。どちらの国にも良いところと悪いところがあり、お互いに自分の文化を失ってはいけないと思っています」

日本への恩返し

日本社会で受け入れられたことをとても感謝していると話すビルマルさん。美味しい商品を作り、たくさんの人に喜んでもらうことが恩返しになると信じているという。

「日本で売られているチーズのほとんどがヨーロッパやオーストラリア、ニュージーランドか

ら輸入されています。安いからという理由が一番大きい。でも僕は、質が高く美味しく、安全なメイドインジャパンのチーズを作りたい。これからも良い品質のチーズを作り続けます」

工房では、在日ブラジル人やペルー人がスタッフとして働いており、ブラジルからの研修員も学んでいる。大泉の小さなチーズ工房「ビルミルク」の今後の展開に目が離せない。

ビルミルクのWEBサイトはこちら
<http://vilmilk.jp/cart/index.php>



ブラジルでもっともポピュラーなフレッシュチーズ「ミナスチーズ」

日系人のための合同就職説明会開催 企業・就労希望者双方のニーズが合致

6月に入って、そろそろ日本は本格的に梅雨入りしたころでしょうか。ブラジルの6月はフェスタ・ジュニーナというお祭りの季節です。これは麦わら帽子に野良着を着てアコーディオンの伴奏に合わせて踊る収穫祭の一種です。街を歩いていると、このお祭りで定番になっているカラフルな小旗が張り巡らされている場所をあちこちで見つけることができます。

日本企業8社が訪伯

5月19日から21日にかけて、日本の経済産業省が主催する訪伯ミッションに参加した企業8社がブラジルを訪問し、サンパウロとマリンガで合計3日間にわたって合同就職説明会が催されました。このイベントを実施するにあたって、CIATEは主に広報を担当し、マリンガでは事前に職員を現地に派遣するなどして、イベントの実施に協力しました。

今回のイベントは経済産業省の素材産業室が中心になって企画したこともあって、参加企業は素材産業、特に鋳物を扱う企業が中心でした。しかし、地域的には北海道から岡山まで幅広い地域の企業が参加していたことや、高度な技術を持った人材を募集している企業から工場でも働いてもらう人材を求める企業まであって、就労者のニーズという点からすると幅広い企業にブラジルを訪問してもらうことができました。それだけに、こういった企業のニーズに合わせるだけの多くの就労希望者に会場を訪問してもらえるかという点に不安がありました。

日本での就労に高い関心

イベントの1日目は、ブラジル日本文化福祉協会別館展示室において午後2時から午後4時30分まで行いました。平日の午後ということもあって、最も集客に不安がある日でした。しかも朝から大変な豪雨で、ブラジル日本文化福祉協会の前の道路も一部が冠水して川のようになっていました。それでも、会場2時間前の午後12時過ぎから少しずつ人が集



マリンガで行われたブラジル外務省による講演まりだして、開始までには会場がいっぱいになりました。

開始後に、ブラジル外務省サンパウロ事務所付のイレネ・ヴィダ・ガラ次席大使に国外就労の留意点に関する講演を行ってもらい、それから来場者の皆さんに興味がある会社のブースを訪れて会社の説明を聞いたり、面接を受けたりしてもらいました。雨の平日の午後にも関わらず、75名の方が来場していただき、その日のうちには興味がある企業を回りまわることができない方もいるほどでした。

パラナ州マリンガ市でも開催

2日目はパラナ州マリンガ市内のホテルを会場として、午前10時から午後5時まで行いました。マリンガは日系人が多く住む地域のひとつです。マリンガにはCIATEの地域コラボドールズとして活動しているクラウドイオ鈴木さんがいます。クラウドイオさんには事前に派遣したCIATEの職員と共に広報活動を行ってもらい、会場の設営を全て取り仕切ってもらいました。初日と同様にブラジル外務省クリチバ事務所のデニゼ・ニケル職員が国外就労の留意点に関する講演を行うと共に、最後まで会場に留まって来場者からの質問に答えてくださいました。

この日も終日雨でしたが、開場と同時に多くの人がやってきて、70名の方が会場に足を運んでくれました。また、夕食時の懇親会にはブラジル連邦下院議員の西森ルイス氏が顔を出してくださいました。サンパウロから離れた地域のイベントに不安がありましたが、サンパウロ以上に完璧な運営をしてくれたコラボドールズのクラウドイオさんに改めて感謝したいと

思います。

面接の手応えも十分

最終日は初日と同様にサンパウロの会場で、午後1時から午後4時まで行いました。我々はこの日の朝にマリンガからサンパウロに戻ってきたのですが、我々が乗った飛行機が飛び立ったすぐ後に雨で空港が閉鎖になってしまったという話でした。この日も終日雨が降っていて、結局3日も雨になってしまいました。しかし、最終日は日曜日だけあって110人もの方が来場していただき、結局3日間の来場者は合計255人にも及びました。

イベントに参加してくださった企業の方に有望な人材に出会うことができたか尋ねたところ、今回面接できた人の中から10名以上採用しようと思っているという話や、6名ほど採用するつもりだという話を聞くことができました。また、技術者を採用したいとおっしゃっていた企業の方も、ぜひ採用したいと思えるような優秀なエンジニアの方と出会うことができたと話していらっしゃいました。

今回のイベントは、長く就労できる直接雇用の正規職員を求める日本企業と、安定した職場を求めるブラジルの就労者のニーズをマッチングすることを狙いとして行われました。多くの企業が一堂に会して多くの就労者と面接を行うことで、企業の側も就労者の側もそれぞれが自分に合った相手を探すことができたのではないかと思います。今後正式に採用が決まった方は日本への渡航手続を行って、実際に日本で就労することになるとは思います。長く続く良い関係になることを望みます。



マリンガの会場設営を取り仕切ったクラウドイオ鈴木氏(右)と筆者

Licença Paternidade 男性の育児休暇

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Estou grávida e meu bebê está previsto para nascer no mês de junho, desde o mês de fevereiro estou de licença médica através do Seguro Social, pois o médico proibiu de trabalhar por haver perigo de aborto. Como a gravidez é delicada, logo após o parto devo continuar em repouso por um determinado período, por este motivo, o médico sugeriu ao meu marido que tirasse a licença paternidade para poder cuidar de mim e do bebê. Esta Licença Paternidade é igual a Licença Maternidade?

O contrato de trabalho do meu marido se encerra no mês de setembro, atenderia as condições necessárias para requerer a licença?

A Lei nº 76 – Bem Estar Social do Trabalhador Conforme a Lei nº. 76, no capítulo 2 “Subsídio para Cuidado da Criança”, o trabalhador em geral, tem o direito de solicitar a licença para o cuidado da criança, desde que atendam os requisitos exigidos.

A mãe após o término da “Licença Maternidade (Shussan Teate-Kin)”, poderá requerer juntamente com o pai da criança, o “Subsídio de Licença para Cuidados da Criança (Ikuji Kyugyo Kyufu)”, um dos benefícios para aqueles que são segurados do Seguro Desemprego.

Quem tem direito:

- Os trabalhadores em geral (exclui os contratados por dia)
- Os trabalhadores que podem ser excluídos
 - Período de contrato inferior a 1 ano
 - Contrato que irá se encerrar dentro do período de 1 ano
 - Trabalhadores que trabalham até 2 dias por semana
- Os trabalhadores com período de contrato determinado, no ato da solicitação deverá atender as seguintes condições:
 1. Trabalho contínuo por mais de 1 ano
 2. Até quando a criança completar 1 ano e desde que haja a possibilidade de renovação do contrato de trabalho (serão excluídos aqueles que há a certeza de que não haverá renovação).

Por regra, o período do subsídio de licença para cuidados da criança é até 1 ano, e quando os pais tirarem a licença juntos (Papa Mama Ikuji Plus) até a criança completar 1 ano e 2 meses, porém o período máximo que os pais poderão requerer será de 1 ano, para a mãe inclui-se o período antes e pós parto. Dependendo da situação poderá ser estendida a 1 ano e 6 meses, somente a uma das partes. A solicitação deverá ser feita antecipadamente ao empregador, e obedecendo as regras gerais.

O valor a ser pago: “valor básico diário X nº de dias de licença X 67%” durante os primeiros 180 dias, a partir do 181º dia o percentual será de 50%, e por regra a

licença só poderá requerida 1 vez (salvo em casos especiais).

No caso de seu marido, como o contrato de trabalho vence no mês de setembro, a licença poderá ser recusada, solicite a ele confirmar com a empresa a possibilidade e como fazer a solicitação.

Ministério da Saúde, Trabalho e Bem Estar Social (disposições gerais em japonês)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/32_01.pdf

相談 現在妊娠中で、7月に出産予定です。医者が流産の危険があるというので、2月から医療休暇をとっています。私の妊娠状況には微妙なところがあるため、出産の後も一定の期間、静養を続ける必要があります。このため、医者は私の夫に、出産後の私と赤ちゃんの面倒を見るため育児休暇を取るよう勧めています。男性の育児休暇というものは女性の育児休暇と同様なものなのでしょうか。

ちなみに、夫の現在の雇用契約は9月で終了する予定です。

回答 法律第76号(育児介護休業法)により、労働者一般は性別に関係なく、いくつかの条件を満たす限り、育児休業を申請する権利があります。母親は父親である男性労働者と一緒に(育児休業給付対象の)育児休業を申請することができます。育児休業給付は雇用保険加入者の特典です。

誰が申請資格を有するのか?

- 労働者一般(日々雇用される者を除く)が対象となります。
- 次の労働者は対象となりません。
 - 1年未満の雇用契約の者
 - 1年以内に雇用契約が終了する者
 - 所定労働日数が2日以下の者
- 有期雇用労働者の場合は、申請の時点で次の条件を満たす者でなければなりません。
 1. 事業主に継続して1年以上雇用されていること
 2. 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(そのような雇用契約の更新が行われないことが確実なものは対象とならない)。

法律によれば、(育児休業給付対象の)育児休業期間は子が1歳に達するまでであり、両親と一緒に育児休業を取るときは、子が1歳2カ月になるまでです。また、両親が取りうる最大育児休業期間は1年です(母親の場合はこの期間に産後休業期間を含みます)。状況により、この期間は1年6カ月まで延長することが可能です。育児休業申請は法令の定めるところに従い、事前に雇用主に対して行わねばなりません。なお、育児休業給付金の算定は、最初の180日間は給付基礎日額の67%、181日目からは給付日額の50%です。

あなたのご主人の場合は、雇用契約が9月に切れるので、育児休業申請は認められないかもしれません。会社との契約更新の可能性があるのか否かと、どのように育児休業申請を行うべきかを会社に聞いてもらってください。

【参考】厚生労働省(日本語による関連法令)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/32_01.pdf

第58回海外日系人大会 開催決定!

当協会は、第58回海外日系人大会を2017年10月22日(日)~25日(水)に憲政記念館他において開催する。

2016年、最大の日系社会を擁するブラジルでリオ五輪が開かれ、移民国家であり多文化共生社会であるブラジルの中で、日本文化をもたらした日系人が大きく注目され内外にその存在を印象づけたが、3年後の2020年には、東京五輪が開催される。そこで今大会は「TOKYO 2020に向け日系パワーを結集!」を総合テーマとし、リオから東京へという象徴的な五輪のバトンタッチの中で、グローバル社会における日系人の存在や、日系社会と日本との連携強化・協力のあり方、その手法について、相互に考える機会とする。

10月22日(日)は、第3回となる「国際日系歌謡大会」を開催予定で、国内外の日系社会に広く参加を呼びかける。

詳細は決まり次第順次ウェブサイトへアップする。参加登録や参加費の支払いは、ウェブサイトからも可能となるよう準備中。応募要項の付いたリーフレットは7月に関係団体等に郵送予定。

<http://www.jadesas.or.jp/taikai/>

企画展示

写真展「ハワイ日系人の歩み」開催!
JICA横浜 海外移住資料館



フランク・メルル少将と二世の通訳ハーバート・ミヤサキ(右)、アキジ・ヨシムラ(左)ビルマにて(1944年5月) (U.S. Army)

JICA横浜 海外移住資料館では現在、写真展「ハワイ日系人の歩み」を開催中。初期の日本人移民の暮らしや、第二次世界大戦中の生活、日系二世部隊の活躍など、ハワイ日系社会がたどってきた道のりを「二世ベテランレガシー」が制作した写真約100点によるパネルで紹介している。

7月30日には、ドキュメンタリー「二つの祖国でー日系陸軍情報部」の上映会と監督のすずぎじゅんいち氏、写真展実行委員長で二世ベテランレガシーのバーンズ・ヤマシタ氏によるトークイベントを行う。同展示は9月3日(日)まで開催。

日系社会 Topics

平成29年度

外国人就労・定着支援研修がスタート

安定就労への意欲が高い定住外国人を対象に厚生労働省が毎年実施している「外国人就労・定着支援研修」の平成29年度の研修が、5月よりスタートした。

この研修は、日本語によるコミュニケーション能力や日本の労働法令など、就労に必要な知識やスキルを習得することで、安定雇用の促進を図ることを目的に開催されており、本年度は、定住外国人が多く住む茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、島根、広島、大分

の18都府県で順次開催される。

対象となるのは、日本人の配偶者等、永住者、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を持つ者で、年間4,250名以上の参加が見込まれている。

はじめて日本語を学習する人や初級学習者を対象とした「基本コース」のほか、日本語能力試験N3、同N2の合格を目指す「日本語試験準備コース」に加え、専門コースとして、介護職に必要な日本語能力や介護日誌の書き方等のスキルを習得する「分野別専門コース(介護)」、職業訓練の受講に必要な日本語能力を身に付ける「職業訓練準備コース」、就労や転職に向けて履歴書・職務経歴書の作成、面接の受答え等の能力をつける「就労準備コース」が用意されている。

受講料は無料(交通費自己負担)。申込み方法やコース内容の詳細等、お問合せは居住地域の所轄ハローワークへ。

For a Lively World



大成建設の技術で実現する未来都市

わたしたちは“人がいきいきとする環境を創造する”というグループ理念のもと、自然との調和の中で、安全・安心で魅力ある空間と豊かな価値を生み出してきました。
For a Lively World...この思いとともに、これまで育んできた技術を、さらに高め次の世代へ。
わたしたちは、夢と希望に溢れた地球社会づくりに取り組んでいます。

地球がいきいき、人もいきいき。大成建設がめざす未来です。

地図に残る仕事。®



大成建設株式会社